

**新居浜市**  
**高齢者福祉計画2024**  
**介護保険事業計画**  
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度  
**概要版**

令和6（2024）年3月

新居浜市

## 1 計画策定の背景と目的

---

我が国では、急速に高齢化が進んでおり、高齢者人口がピークを迎える令和 22（2040）年を見通すと、85 歳以上人口が急増する一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれています。また、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成 12（2000）年度に介護保険制度を創設して以降、社会動向などに応じて高齢者保健福祉施策・介護保険制度の見直しを行ってきました。

平成 29（2017）年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保により、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう施策を進めるとともに、地域共生社会の実現に向けて取組を推進してきました。

さらに、令和 3（2021）年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制構築の支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などを進めています。

新居浜市（以下「本市」という。）においては、令和 3（2021）年 3 月に策定した「新居浜市高齢者福祉計画 2021 介護保険事業計画」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等を計画的に取り組んできました。「新居浜市高齢者福祉計画 2021 介護保険事業計画」が令和 5（2023）年度で満了を迎えることから、令和 6（2024）年度を初年度とする「新居浜市高齢者福祉計画 2024 介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、令和 7（2025）年に団塊の世代が 75 歳以上となる中で、これまで進めてきた「地域包括ケアの推進」「地域共生社会の実現」のもとに、介護サービス基盤を整備し、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進、介護人材の確保や介護現場の生産性向上、高齢者の生きがいづくりの強化等を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた高齢者保健福祉施策に取り組んでいくこととします。

## 2 計画の位置付け

---

### （1）法的位置付け等

本計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者福祉に関する施策全般を定める「高齢者福祉計画」と、介護保険事業について、そのサービス見込量などを定める「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画として策定する計画です。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

## (2) 他の計画との関係

本計画は、「第六次新居浜市長期総合計画（2021年度～2030年度）」を上位計画とし、地域福祉の推進を具体化するための社会福祉法第107条に基づく「新居浜市地域福祉推進計画2021」、健康増進法第8条に基づく「第2次元気プラン新居浜21（後期計画）」、その他、保健・医療・福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和を保ちながら策定を行いました。

## 3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務付けられています。第9期の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

## 4 策定体制

地域の関係者の意見を幅広く反映させるために、保健・医療・福祉の有識者及び本市内の各種団体の代表者等で構成する「新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会」において協議・検討を行い、本計画を策定しました。

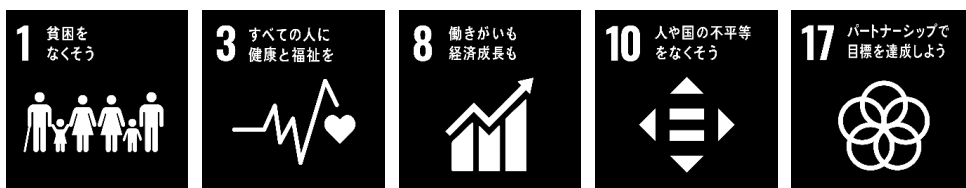
また、高齢者福祉施策の検討や介護予防の充実に向けた基礎資料とすることを目的に、本市在住の高齢者とその介護者を対象に、日頃の生活や健康・介護に関する実態等を調査する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施するとともに、介護サービス事業者の意見を把握し、計画策定の参考にするため「介護保険サービス事業所整備意向調査」を実施しました。

さらに、広く市民からの意見や情報、改善案等を聴取し、その結果を反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

## 5 持続可能な社会の実現に向けて（SDGs）

持続可能な開発目標「SDGs」とは平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された、令和12（2030）年に向けて、持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のために、国際社会が取り組むべき17の目標のことで、地球上の「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」ことを理念としています。

上位計画である「第六次新居浜市長期総合計画（2021年度～2030年度）」と整合性を図り、持続可能なまちづくりを推進しSDGsの達成に寄与します。

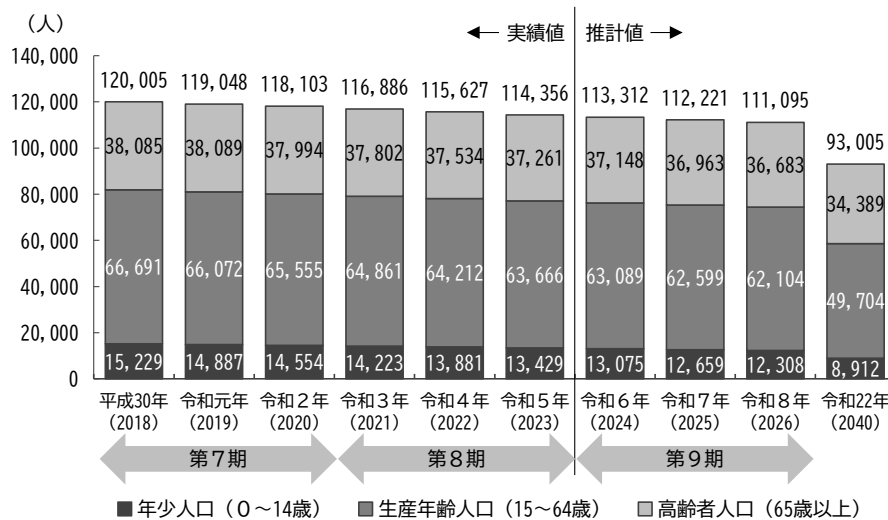


## 6 人口・世帯等の状況と将来推計

### (1) 人口の推移

年齢3区分別人口の推移と推計をみると、総人口は減少が続いており、平成30(2018)年は120,005人でしたが、令和5(2023)年は114,356人となっており、今後も減少が続くものと見込まれています。高齢者人口の推移をみると、第1号被保険者の人口が減少する一方で、85歳以上人口、後期高齢者(75歳以上)人口は増加が続いています。また、高齢化率も上昇が続いています。後期高齢者の人口は令和10(2028)年、85歳以上人口は令和19(2037)年にピークを迎え、その後は減少する見込みですが、高齢化率は上昇が続くものと見込まれています。

#### ■年齢3区分別人口の推移と推計

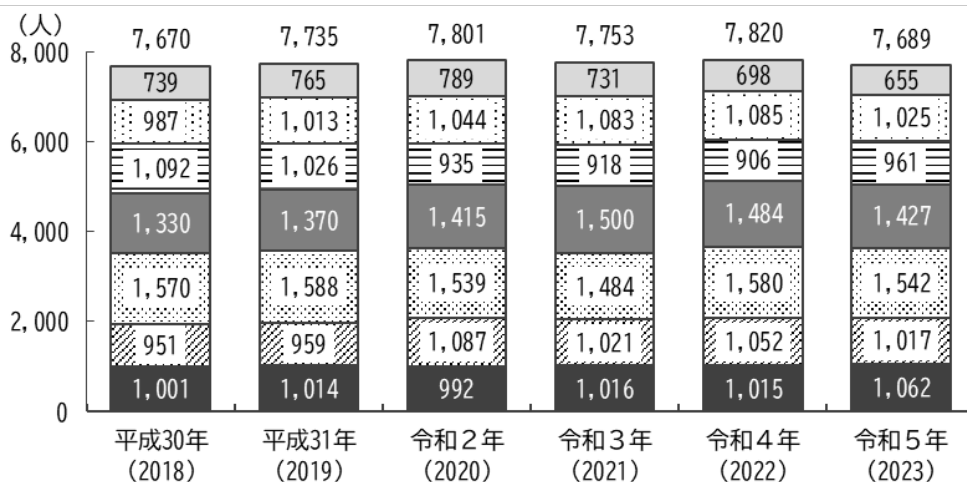


資料：実績値は住民基本台帳(各年9月末現在)、推計値はコーホート変化率法による

### (2) 要支援・要介護認定者数の推移

第1号被保険者における要支援・要介護認定者数の推移をみると、要支援・要介護認定者数は、令和2(2020)年まで増加が続き、令和3(2021)年以降は年によって増減があります。

#### ■要支援・要介護認定者数の推移



■要支援1 □要支援2 □要介護1 ■要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5

資料：地域包括ケア「見える化」システム(令和5(2023)年11月1日取得)各年3月末日現在

## 7 計画の基本理念

---

本計画では、これまでに引き続いて基本理念を「高齢者が安心して笑顔で暮らせる健康長寿のまちづくり」とします。今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年の双方を見据え、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築し、地域で支え合いながら、高齢者も含めた誰もが安心して笑顔で暮らせるまちを目指していきます。

### ■基本理念

高齢者が安心して笑顔で暮らせる  
健康長寿のまちづくり

## 8 重点目標

---

基本理念の実現に向け、次の6項目を基本目標に掲げ、重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

### 重点目標1 笑顔で暮らし共に生き支えあう地域ネットワークの充実

---

健康長寿を確立していくためには、高齢者が地域で生きがいを持ち、自らの経験や知識を生かして社会参加するとともに高齢者を支えるためのネットワークづくりが重要です。地域や関係機関等と更なる連携を図り、共に生き支えあう地域づくりを目指します。

さらに、今後、医療と介護のニーズを併せ持つ後期高齢者の増加が予測されるため、医療と介護の連携による支援体制づくりが必要です。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで行えるよう、多職種が連携し、入退院や在宅療養、急変時や看取り等の場面でも迅速に対応できる地域包括ケアシステムの強化に取り組みます。

これからも地域包括支援センターが中心となり、医療機関、介護サービス提供機関、各種団体、地域住民、ボランティア組織等との連携を強化し、関係がより円滑になるように努めます。

## 重点目標 2 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進

---

健康寿命の延伸に向けて、生活機能全体の維持・向上を図るとともに、居場所づくりや役割づくりを通じて、活動的で生きがいのある生活や人生を、できる限り住み慣れた地域で送ることが大切です。

そのため、高齢者が自覚を持って、元気な頃から健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう、地域の中に通いの場を整備し、地域ぐるみの取組を推進します。

さらに、地域の関係者の中で自立支援・介護予防といった理念や地域づくりの方向性を共有し、要支援者等へ適切な支援を行います。

また、医療・介護の複合的ニーズを持つ慢性疾患等を有する高齢者が増加しているため、KDB（国保データベース）等の介護・医療・健診情報を活用して地域課題を分析し、効果的・効率的に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業にも取り組みます。

## 重点目標 3 認知症施策の推進

---

認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっていることから、「認知症施策推進大綱」、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指します。

そのため、認知症についての正しい理解の普及・啓発を促進するとともに、介護保険サービス、介護保険外のサービス、そして地域のボランティア等によるインフォーマルサービスを含めた総合的な支援体制の整備を図る必要があります。

また、今後更に認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度の普及促進や成年後見人の育成及び活用など、高齢者の権利擁護の充実を図ります。

## 重点目標 4 安心して住み続けられる生活環境の充実

---

高齢者の住まい方が多様化する中、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者に配慮した住環境の整備が必要です。

ニーズに応じた多様な住まい方の確保を含めた生活環境全般の整備を進めるとともに、地域連携に取り組むことで、高齢者の社会的孤立を防ぎ、防災・防犯などの様々な取組を進め、安心して住み続けられる生活環境の充実を図ります。

また、各日常生活圏域を担当する第2層健康長寿コーディネーターの活動を促進し、各日常生活圏域・小圏域における情報交換の場を創出します。助け合い活動創出につながる話合いの場としても活性化させ、地域の助け合い活動づくりを支援します。

さらに、地域密着型サービスの更なる普及や複合的な在宅サービスの整備推進、在宅療養支援の充実を図ります。

## **重点目標 5 包括的な相談支援体制の推進**

---

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近な相談窓口から包括的な支援へとつながる相談支援体制の整備を進める必要があります。

地域の相談支援体制の機能強化を図るとともに、地域住民とのつながりによって、高齢者や介護をする家族の孤立・孤独化を防ぎ、地域の中で見守り・支える仕組みづくりを推進します。

また、複雑化・複合化する課題に対応できるよう、様々な分野の関係機関と連携しながら、重層的支援体制の整備について検討を進めます。

## **重点目標 6 適切で効果的な介護サービスの充実**

---

介護保険制度は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために大きな基盤となるものです。介護保険事業が適正に運用され、また、持続可能な運営となるためには、介護サービス基盤の充実と保険者機能の強化を進めるとともに地域包括ケアシステムを支える人材の確保や資質の向上、業務の効率化等を図る必要があります。

利用者にとってより質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス事業者に対しては公正かつ適切な指導監督を行うとともに、利用者がサービスの選択が容易にできるよう、関係機関と連携した広報の強化に努めます。

高齢化が進む中で、今後も増加することが想定される介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、県や市内事業者等と連携し、働きやすい職場づくりに向けた取組の推進について検討します。

## 9 施策の体系

### <基本理念>

高齢者が安心して笑顔で暮らせる健康長寿のまちづくり

#### 重点目標1 笑顔で暮らし共に生き支えあう地域ネットワークの充実

- (1) 生きがいづくり・社会参加の推進
- (2) 地域ネットワークの構築
- (3) 多職種連携の推進
- (4) 在宅医療・介護連携の推進

#### 重点目標2 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進

- (1) 介護予防ケアマネジメントの充実
- (2) 介護予防・重度化防止の推進
- (3) 生活習慣病予防の推進

#### 重点目標3 認知症施策の推進

- (1) 認知症施策の推進

#### 重点目標4 安心して住み続けられる生活環境の充実

- (1) 生活環境の充実
- (2) 在宅支援サービスの充実
- (3) 在宅福祉サービスの充実
- (4) 日常生活支援体制の構築

#### 重点目標5 包括的な相談支援体制の推進

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 相談・苦情対応の充実
- (3) 成年後見制度の利用支援

#### 重点目標6 適切で効果的な介護サービスの充実

- (1) 介護サービスの安定的な提供
- (2) 介護サービスの質の向上
- (3) 介護給付費等の適正化の推進



## 10 施策の展開

---

### 重点目標1 笑顔で暮らし共に生き支えあう地域ネットワークの充実

#### (1) 生きがいつくり・社会参加の推進

##### ① 老人クラブ育成事業

超高齢社会が加速度的に進行している現在、老人クラブの役割は重要なものとなっています。一方で、クラブ数及び会員数が減少傾向にあることから、健康長寿社会への意識高揚を図り、高齢者の生きがいつくりと健康づくりの側面から、老人クラブの組織化に引き続き取り組むとともに、今後の組織のあり方について検討を行います。

##### ② 高齢者顕彰事業

長寿者増加への対応を行っていくため、事業の対象者を満100歳のみとするなど、実施内容について検討していくとともに、今後も引き続き、長寿を祝う事業として継続した取組を行っていきます。

##### ③ 老人広場整備事業

「グラウンド・ゴルフ」などの軽スポーツの推進が介護予防につながることを踏まえ、老人広場の活用と整備を更に推進していきます。

##### ④ 老人福祉センター

超高齢社会を迎え、高齢者人口が増加している一方で、施設利用者は平成27(2015)年度のピーク時に比べて減少傾向であり、また施設の老朽化が進んでいることを踏まえて、センター運営の今後のあり方について検討を行います。

##### ⑤ 生き生きデイサービス事業(別子山地区)

利用者数は減少傾向にありますが、別子山地区在住の高齢者の自立生活支援及び介護予防を図るため、利用者に対して継続して事業を実施します。

##### ⑥ 健康長寿地域拠点づくり事業(大島地区)

今後も引き続き、大島地区の介護予防事業の拠点として、継続的にサービスを提供し、高齢者の心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消を図っていきます。

##### ⑦ 高齢者の生きがいと健康づくり事業

地域支援活動の担い手として老人クラブの果たすべき役割がますます重要となっていることから、引き続き老人クラブ活動を支援し、強化することで、老人クラブの活性化を図り、高齢者の生きがいつくりと介護予防活動をはじめとする健康づくりに努め、生活の質の向上を目指します。

## (2) 地域ネットワークの構築

### ① 地域ケアネットワーク等の推進

地域ケア会議や第2層協議体の進捗と呼応しながら、校区の実情に合わせた地域包括支援ネットワークを継続し、地域のつながりを強化します。

### ② 見守り推進員活動事業

見守り対象者の要件に基づき、対象者の精査を行っていき、今後も見守りを必要としている一人暮らし高齢者を地域ぐるみで見守り、対象者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための取組として、活動を継続していきます。

## (3) 多職種連携の推進

介護支援専門員の資質向上のための方策について、介護支援専門員連絡協議会を通じて、実践に即した研修の機会を提供し、多職種間の連携強化を図ります。

## (4) 在宅医療・介護連携の推進

今後、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれています。このような高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、入退院支援や日常の療養支援、急変時の対応等の様々な局面において、地域の医療・介護関係者が連携し、在宅医療・介護が円滑に提供される仕組みを構築していきます。

取組項目	取組内容
地域の医療・介護サービス資源の把握	地域の医療・介護、社会資源等の情報を充実させる。
	作成したマップ等を医療・介護関係者や住民に利用してもらえるように周知啓発を行う。
在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討	在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出を行い、解決策等を協議する。
	医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、検討を行う。
切れ目ないサービス提供体制の構築推進	在宅医療・介護サービスが切れ目なく一体的に提供されるよう、急変時等の連絡体制も含め、医療・介護関係者の体制の整備を計画的に行う。
医療・介護関係者の情報共有の支援	地域における既存の情報共有ツールとその活用状況を把握し、その改善等や新たな情報共有ツール作成の必要性について検討する。
	地域における多職種連携のために作成した情報共有冊子を活用してもらえるように周知啓発を行う。適宜、内容の修正など検討する。
在宅医療・介護連携に関する相談支援	本人・家族や医療・介護関係者等からの在宅医療・介護サービスに関する事項等の相談受付を行う。
	本人・家族や医療・介護関係者、関係機関との連絡・調整を行う。
	地域連携パス等の情報提供ツールや情報共有の手順等を定めたマニュアル活用を図る。
医療・介護関係者の研修	医療・介護関係者に、他職種連携についてのグループワーク等の研修を実施する。
	医療・介護関係者へ、必要に応じて研修会を開催する。
地域住民への普及啓発	在宅医療や介護サービスに関する講演会の開催やパンフレットの作成・配布により、在宅医療・介護連携の理解の促進を図る。

## 重点目標２ 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進

### （１）介護予防ケアマネジメントの充実

#### ① 適切・効果的な介護予防ケアマネジメントの推進

今後、認定者数の増加が見込まれることから、引き続き効果的な介護予防ケアマネジメントを実施してきます。

#### ② ケアマネジメント支援と地域ケア会議の充実

校区担当の地域包括支援センター協力機関（ブランチ）や第２層協議体等とも内容を共有し、地域と協働して課題解決に向けた検討を行います。

#### ③ 多様なサービスの創出

今後も引き続き、従来型サービスの利用者について地域ケア会議等によりケアマネジメントにおける介護予防・自立支援の強化を行うとともに、地域の助け合いの仕組みによる多様なサービスの導入について検討を行います。

### （２）介護予防・重度化防止の推進

#### ① 介護予防の普及啓発（介護予防教室）

効果的な介護予防教室を実施することで、利用者全体の介護予防効果の向上を目指すとともに、教室終了後も利用者が主体的に介護予防に取り組めるよう、通いの場等の社会資源の利用勧奨を積極的に行います。

#### ② 健康長寿地域拠点の拡充

歩いて通える身近な場所で介護予防や健康づくりに取り組めるよう自治会館や自治会館以外の開設も検討していきます。

また、なじみの場所に通い続けられるように個別支援や拠点継続のための支援も行っていきます。

#### ③ 地域リハビリテーション活動支援の推進

市民体操指導士を継続的に養成し、活動を支援していきます。

また、リハビリテーション専門職ならではの視点を生かした冊子（在宅生活応援ブック）を活用し、高齢者の自立した生活を支援します。

#### ④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進

引き続き健康政策課が事業を統括し、地域包括支援センター・国保課・保健センター間の連携調整を図りながら実施します。また、KDB（国保データシステム）等を活用して地域の健康課題を医療・介護双方の視点から分析し、効果効率的な保健事業を推進します。

本市では令和５（２０２３）年度より健康づくり推進本部を設置し、単独の課所室で解決することが困難な健康に関する課題の解決に向け、組織横断的な体制（５グループ：フレイル・生活習慣病・地域包括ケアシステム・障がい保健・母子保健）を構築し、効果的な施策を推進しています。

### **(3) 生活習慣病予防の推進**

#### **① 生活習慣病予防の推進**

引き続き、個人を取り巻く行政、家庭、地域、学校、職域、食生活改善推進協議会等の関係団体及び関係機関等と連携・協働し、高齢者を含めた市民全体の健康づくりを推進します。

#### **② 特定健康診査等の実施**

国保保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健診実施計画に基づき、健診結果やKDBシステムを活用した保健事業に取り組み、高血圧をはじめとする生活習慣病予防における正しい知識の普及啓発や、虚血性心疾患、糖尿病（性）腎症等の重症化予防を推進します。

#### **③ 食育の推進**

第2次新居浜市食育推進計画に基づき、高齢者のQOL（生活の質）を維持、向上するために食に対する情報提供や学習機会の充実に努め、高血圧、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病予防や低栄養等の予防や改善につなげていきます。

## 重点目標3 認知症施策の推進

### (1) 認知症施策の推進

#### ① 認知症サポーターの養成

高齢者の生活に欠かせない企業や学校での講座開講の定着を目指し、積極的な周知を行っていくとともに、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（認知症カフェでの活動やチームオレンジなど）の整備に努めていきます。

#### ② 認知症予防活動の推進

高齢者全般を対象とした、教室や通いの場を活用して、認知症予防についての知識を普及し、人との交流を促進することで認知機能の維持・改善を目指します。

#### ③ 認知症に関する正しい知識の普及・啓発

地域共生社会を目指すため、地域住民へ認知症の人やその家族自らが発信できる機会や正しい知識を得られる機会を設け、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができるよう、普及啓発と本人発信の支援に積極的に取り組みます。

#### ④ 認知症高齢者の権利擁護

消費者被害の情報提供を、専門職を通じて広く行うとともに、財産管理等が困難な認知症高齢者に対して、関係機関と連携を図り権利擁護システムの構築を目指します。

また、高齢者虐待についての正しい知識の普及や虐待の早期発見・早期対応につながる体制の強化を図るとともに、養護者等への支援により虐待防止に努めます。

#### ⑤ 認知症高齢者見守りSOSネットワークの推進

事前登録制度等を活用し、増加する認知症高齢者の安全を確保し、認知症になっても安心して住み慣れた地域で生活し続けられる地域の見守りシステムの構築に努めます。

#### ⑥ 認知症高齢者と家族への支援

認知症の早期発見・早期対応により、適切な医療・介護サービスにつなげられ、介護負担が軽減できるよう、必要時、認知症初期集中支援チームを活用しながら本人と家族の支援に努めていきます。

認知症に関する相談窓口、認知症初期集中支援チームに関する情報などの周知啓発に取り組んでいきます。

## 重点目標４ 安心して住み続けられる生活環境の充実

### (１) 生活環境の充実

#### ① 養護老人ホーム

今後も、65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに措置します。

#### ② 軽費老人ホーム（A型）

今後も引き続き、居宅で生活することが困難な高齢者の受入施設として、現行の床数の確保に努めていきます。

#### ③ ケアハウス

今後も引き続き、居宅で生活することが困難な高齢者の受入施設として、現行の床数の確保に努めていきます。

#### ④ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

高齢者が、要介護状態になっても支援を受けながら自立した暮らしを送ることができる高齢者向け住宅等について、市内の整備状況の情報提供をしていきます。

なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置については、地域の状況や圏域内の地域密着型サービス事業所の状況を踏まえ、県と市の情報連携の強化を図ります。

### (２) 在宅支援サービスの充実

#### ① 老人短期入所事業（養護老人ホーム）

今後も、養護者が養護できなくなった場合や緊急避難等の理由で養護老人ホームのショートステイを利用できるよう、事業を継続していきます。

#### ② 要介護者理美容サービス事業

在宅介護者への支援を行うことで、利用者及び介護者の経済的負担の軽減につながるため、対象者の見直しを行いつつ、今後も継続して事業を実施します。

### **(3) 在宅福祉サービスの充実**

#### **① 要介護者紙おむつ支給事業**

介護者の肉体的・経済的負担の緩和及び利用者本人の衛生面が確保されるため、対象者の見直しを行いつつ、今後も継続して事業を実施します。

#### **② 住宅改修支援事業**

居宅介護支援等を受けていない要介護者・要支援者の円滑なサービス利用のため、今後も継続して事業を実施します。

#### **③ 家族介護者慰労金支給事業**

中重度の介護を要する高齢者を在宅介護している介護者の労をねぎらうとともに、負担軽減に役立っていることから、事業の内容を見直しつつ、今後も継続した取組を行います。

### **(4) 日常生活支援体制の構築**

#### **① 健康長寿コーディネーターの配置**

健康長寿コーディネーターの配置数は現状を維持したまま、各種事業と連携して地域資源の開発や必要とする人とのマッチングに取り組みます。

#### **② 地域の情報共有と助け合い活動を話し合う場の創設**

第2層協議体については、地域ケア会議や地域包括支援ネットワークと呼応しながら、校区の実情に合わせて柔軟に推進していきます。

#### **③ 地域の助け合い活動の創設**

今後も引き続き、各事業から抽出された地域課題について、地域の組織や団体と協働して解決していけるよう、協議を進めていきます。

## 重点目標5 包括的な相談支援体制の推進

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

#### ① 地域包括支援センターの運営

専門職の確保に努め、職員及びブランチの資質向上のために研修、マニュアルづくりを行っています。

#### ② 総合相談権利擁護事業

困難なケースに対応できるよう、相談支援系の職員やブランチの相談力の向上を図ること及び保健・福祉・医療・地域等、多くの機関との連携強化を図っていきます。

#### ③ 高齢者虐待に対する取組

高齢者虐待に対しては、定期的に定例会にてケース検討や関係機関との連携を行い、虐待防止に努めます。また、早期に発見ができるように地域住民や介護支援専門員等に周知啓発を行っています。

### (2) 相談・苦情対応の充実

#### ① 介護サービス相談員派遣等事業

今後も引き続きサービス利用者とサービス提供者との橋渡しを行うために、介護サービス相談員に対しては、外部講師による勉強会を開催する等、相談員の質の向上を図っていきます。また、安全に事業を継続していくため、引き続きオンラインによる面談や、感染リスク対策を講じた訪問を行っています。

### (3) 成年後見制度の利用支援

今後も認知症高齢者数が増加の一途をたどることが想定され、市長による成年後見開始の審判申立ての必要性がますます高まることが見込まれるため、その要請に応じていきます。

また、令和4(2022)年4月1日に設置した「成年後見支援センター」(中核機関)について、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備していきます。



## 重点目標6 適切で効果的な介護サービスの充実

### (1) 介護サービスの安定的な提供

#### ① 情報共有の充実

毎年度パンフレットを作成したり、随時ホームページを更新したりするなど、今後も現在の体制を継続し、市民の方にも分かりやすい情報提供を行っていきます。

#### ② 介護人材の確保

多様な人材の参入促進、事業者支援及び介護分野に関する情報の提供を充実するとともに、国、県と連携し、事業所の実態や要望を把握し、介護人材の確保、定着及び資質の向上並びに業務効率化に向けた取組を行います。

また、介護現場の負担軽減等の取組やICTの活用を含めた介護現場革新に向けた周知広報を進め、介護現場のイメージ刷新に努めるとともに、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進について検討します。

#### ③ 介護現場の安全性の確保

引き続き報告された事故情報を適切に分析し、今後は事業者がリスクマネジメント体制を強化できるように、介護現場に対する指導や支援等の取組も行っていきます。

#### ④ 介護認定審査会の簡素化及び認定事務の効率化に向けた取組の推進

要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化に引き続き取り組んでいきます。

#### ⑤ 第9期計画期間中における介護サービス基盤の整備

施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤の整備を行います。

サービス名	整備量	開設予定
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設	令和7(2025)年度
看護小規模多機能型居宅介護	1施設	令和7(2025)年度
小規模多機能型居宅介護	1施設	令和8(2026)年度

### (2) 介護サービスの質の向上

各地域密着型サービス事業者が、地域との交流を深め、地域に根ざした開かれた介護サービス事業所としてサービスが提供できるよう、地域住民への周知・広報活動を積極的に行うとともに、地域密着型サービス事業者の指導監督によりサービスの質の向上を図ります。

今後も、介護サービスの提供に対し、ケアマネジャーを中心とする多職種の的確な判断がより一層求められることから、引き続き、運営指導や市が窓口となっている相談対応において、居宅サービスや施設サービスの指導監督などの権限を持つ県との連携を図りながら、適切な事業者指導に努めます。

また、令和6(2024)年度から住宅改修及び福祉用具購入において、市民から要望があった受領委任払制度を開始します。

### (3) 介護給付費等の適正化の推進

#### 介護費用適正化事業

主要3事業について、より効率的・効果的に実施できるよう検討し、取り組んでいきます。

#### ① 要介護認定の適正化

##### ア. 認定調査の適正化

調査員間の認識の差を無くすことができるよう、研修や指導を継続していくとともに、特に誤りの多い調査項目については徹底した指導に努めていきます。

##### イ. 介護認定審査会の適正化

合議体間の格差是正につなげていくため、合同研修会を継続して実施し、各合議体の特徴（軽度・重度変更率、有効期間採用率等）を委員に周知していきます。

#### ② ケアプランの点検・住宅改修等の点検

##### ア. ケアプランの点検

給付実績データとケアプラン点検マニュアルを活用し、より効率的かつ効果的にケアプラン点検が実施できるよう努めていきます。

##### イ. 住宅改修の点検

今後も引き続き、申請前・完了後の点検を行い、適正化を図っていきます。

##### ウ. 福祉用具購入・貸与調査

今後もケアプランの点検、必要に応じて事業所者への問合せ・訪問調査等を実施し、更なる適正化を図っていきます。

#### ③ 医療情報との突合・縦覧点検

##### ア. 医療情報との突合

国保連へ委託し、毎月点検を実施しており、介護給付費の適正化が図られていることから、今後も引き続き、毎月点検を実施してきます。

##### イ. 縦覧点検

今後も国保連に委託し、縦覧点検を実施するとともに、独自点検の充実を図ります。

#### ④ その他の取組

##### ア. 地域密着型サービス等に係る指導・監査

今後も事業者への適切な指導に努め、サービスの質の確保・向上を図っていきます。

##### イ. 苦情等の的確な把握及び分析

今後も市へ寄せられた苦情・通報情報について、内容を検討し、事業者指導が必要な案件について指導及び監査を行っていきます。

## 11 介護保険料

### (1) 保険料必要収納額

各項目について、以下の計算式により算出を行いました。

#### ①第1号被保険者負担分相当額について

(単位：円)

	合計	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
標準給付費見込額 (A)	37,788,823,725	12,456,194,562	12,604,911,474	12,727,717,689
地域支援事業費 (B)	2,304,269,976	771,061,445	768,397,383	764,811,148
第1号被保険者負担分相当額 (C)	9,221,411,551	3,042,268,882	3,075,861,037	3,103,281,633

#### 第1号被保険者負担相当額 (C)

$$= (\text{標準給付費見込額(A)} + \text{地域支援事業費(B)}) \times 23\% (\text{第1号被保険者負担割合})$$

#### ②保険料収納必要額について

(単位：円)

	合計	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
調整交付金相当額 (D)	1,956,611,450	645,286,435	652,644,622	658,680,393
調整交付金見込額 (E)	2,781,419,000	899,529,000	921,534,000	960,356,000
準備基金の残高 (前年度末の見込額)	1,024,272,491			
準備基金取崩額 (F)	491,000,000			
保険料収納必要額 (G)	7,905,604,001			
予定保険料収納率 (H)	98.50%			
所得段階別 加入割合補正後被保険者数 (I)	106,164人	35,598人	35,418人	35,148人

#### 保険料収納必要額 (G)

$$= \text{第1号被保険者負担分相当額 (C)} + \text{調整交付金相当額 (D)} \\ - \text{調整交付金見込額 (E)} - \text{準備基金取崩額 (F)}$$

※調整交付金相当額 (D) と調整交付金見込額 (E) の違いについて

国の負担割合 25%の内、5%は調整交付金での負担となります。調整交付金とは、各市町村間における財政力の差を調整するために国が5%負担していますが、高齢化率等を考慮し5%より多い市町村、少ない市町村があります。新居浜市では、調整交付金相当額 (5%) の額が上記表の (D) となり、実際には調整交付金見込額 (E) を国が負担することとなります。

## (2) 第1号被保険者の保険料基準額

第9期の第1号被保険者の保険料の基準額（月額）

= 保険料収納必要額（G）÷ 予定保険料収納率（H）（98.50%）

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数（I）（106,164人）÷ 12か月 = 6,300円

**介護保険料基準額（月額） = 6,300円**

## (3) 所得段階別介護保険料

所得段階	対象者の内容	基準額に対する割合	介護保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税又は世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.285	21,500円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下	基準額×0.485	36,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者で上記2段階以外	基準額×0.685	51,700円
第4段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.900	68,000円
第5段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	基準額×1.000	75,600円
第6段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満	基準額×1.200	90,700円
第7段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満	基準額×1.300	98,200円
第8段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満	基準額×1.500	113,400円
第9段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が320万円以上かつ420万円未満	基準額×1.700	128,500円
第10段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が420万円以上かつ520万円未満	基準額×1.900	143,600円
第11段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が520万円以上かつ620万円未満	基準額×2.100	158,700円
第12段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が620万円以上かつ720万円未満	基準額×2.300	173,800円
第13段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が720万円以上	基準額×2.400	181,400円

新居浜市高齢者福祉計画2024

介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

発行年月: 令和6（2024）年3月

発行: 新居浜市

編集: 新居浜市 福祉部 介護福祉課

住所: 〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL: 0897-65-1234（代表）